

(19) 育児休業などの取得状況

区 分	男 性	女 性	計
育児休業取得者数	0人	10人	10人
部分休業取得者数	0人	0人	0人
計	0人	10人	10人

※平成19年度中に新たに育児休業（部分休業）を取得した職員数です。



5 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分は、一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して職員に科する制裁としての処分、規律の維持を目的として職員の道義的責任を問うものです。

区 分	人 数	区 分	人 数
分限処分	9人	懲戒処分	4人

※平成19年度の処分件数です。

6 職員の服務の状況

依命通達の発布状況（平成19年度）

発 布 年 月 日	件 名
平成19年 4月17日	執務中及び通勤途上の服装について
平成19年 4月20日	安全運転の励行について
平成19年 5月29日	守秘義務の遵守徹底について
平成19年 6月29日	安全運転の励行について
平成19年 9月25日	安全運転の励行について
平成19年10月22日	安全運転の励行について
平成19年12月 3日	年末・年始における綱紀の保持及び安全運転の励行について

7 職員研修および勤務成績の評定の状況

最少の経費によって最大の能率を上げるためには、職員一人ひとりの能力を開発することが必要不可欠であり、平成19年度は43コース（平成18年度は35コース）の各種研修を実施しました。また、能力・成果主義を推進するための制度として、部長級以下の職員を対象に勤務成績の評定を実施しています。

8 職員の福祉および利益の保護の状況

職員の健康の保持増進を図るための健康診断や公務上、通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づく各種補償を行っています。

また、福利厚生事業として、愛知県市町村職員共済組合に加入し、高浜市職員互助会を設置し、職員の福利厚生を行っています。

○ 公平委員会の業務の状況について

平成19年度の公平委員会に対する勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。



(14) 時間外勤務手当の状況

区 分	支 給 総 額	職員一人あたり支給年額	職員一人あたり年間時間数
平成19年度	61,633千円	261千円	106時間
平成18年度	64,484千円	278千円	108時間

(15) その他の手当の状況

区 分	内 容
扶 養 手 当	配偶者 13,000円、それ以外の扶養親族1人につき6,500円を支給
住 居 手 当	持家の場合：2,500円（新築、購入後5年間）、借家の場合：12,000円を超える家賃の額に応じて最高27,000円
通 勤 手 当	交通機関利用者：運賃相当額（月55,000円を限度）、交通機関利用者以外：距離などにより2,000円～24,500円
管 理 職 手 当	副主幹以上の職員に給料月額10%～20%を支給
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に時間単価×0.25を支給
単身赴任手当	異動などで配偶者と別居し単身で生活する職員に交通距離に応じて月額23,000円～68,000円を支給
管理職員特別勤務手当	副主幹以上の職員が臨時または緊急の必要などにより週休日（勤務時間が割り振られていない日をいいます。）または休日に勤務した場合に勤務1回につき6,000円～10,000円を支給
宿日直手当	日直勤務または宿直勤務を命ぜられた職員に対し、勤務1回につき（本庁勤務4,200円、病院医師22,000円、看護師など7,200円）を支給

(16) 特別職の報酬などの状況（平成19年4月1日現在）

区 分	給 料 月 額 等	期 末 手 当
給 料	市 長	810,900円
	副 市 長	711,550円
報 酬	議 長	450,000円
	副 議 長	387,000円
	議 員	361,000円
		6月期 1.60月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分



4 休暇制度の状況

休暇制度については、高浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例などにより定められています。

(17) 年次有給休暇の取得状況（平成19年度）

種 類	付与日数	平均使用日数
年次有給休暇	20日（原則）	7.6日

(18) 特別休暇などの状況

区 分	付与日数	区 分	付与日数
病気休暇（公務上の負傷）	療養に必要と認められる期間	妻の出産補助	2日
病気休暇（結核性疾患）	1年を超えない範囲	妻の出産に伴う子の養育	5日
病気休暇（その他の疾患）	90日を超えない範囲	子の看護	5日
選挙権行使	必要と認められる期間	忌 引	親族の別により7日まで
証人等出頭	必要と認められる期間	夏季休暇	3日
骨髄移植	必要と認められる期間	住居滅失	7日まで
ボランティア	5日	交通遮断	必要と認められる期間
結 婚	連続する5日	生 理	2日
出 産	産前6週間・産後8週間	育児時間	1日2回30分以内